



始



339
366

神
祇
卜
農
業

339-366



本篇は神祇と農業との關係の一斑を窺ふの資料として急遽其梗概を編纂せるものにして佐伯有義氏著大日本神祇史中より農業に關する部分の大要を抄出整理し傍ら大日本農政類編故事類苑等を参照せるものなり。

大正三年二月

農商務省農務局

寄贈本

大正
3.3.12
寄贈

三〇	二八	二八	二八	二七	二六	二六	二五	二三	二三	二二	二二	四四	四一	頁
十一	十七	七	二	二	三	一	十一	十二	十一	九	八	八	八	行
酒	淫	淫	彌	昆	比	比	比	比	十(三)月	五	十	五	十	誤
酒	淫	淫	彌	昆	比	比	比	比	十(二)月	五	十	五	十	正

神祇と農業目次

第一編 神祇と農業の一般的關係

第二編 農業に關係ある朝廷并に民間に於ける祭祀

第一章 朝廷に於ける祭祀

第一節

大嘗祭

第二節

恒例の祭祀

神嘗祭

新嘗祭

祈年祭

其他の祭祀

(一)(二)(三)(四)

第三節

臨時の祭祀

祈雨祭

祈晴祭

第二章 民間に於ける祭祀

水口祭

氏神祭

第三編 農業に關係ある祭神并神社

第一章 祭神

第二章 神社

第四編 神地と神戸

神祇と農業

第一編 神祇と農業の一般的關係

天照大御神葦原中國に保食神あることを聞し召され月夜見尊をして之れを見さしめ給ふに保食神口耳鼻等より食物を出して尊に供せしかば尊怒りて之れを殺し給へり天照大御神再び天熊人を遣して之れを見さしめ給ひしに保食神已に死し其體より五穀生じ居れり天熊人即ち持ち歸りて之れを献ぜしに天照大御神甚く喜ばせ給ひ粟稗麥豆を以て陸田の種子と爲し稻を以て水田の種子となし是れを植えしめ給へり是れ農の始めなりといふ後皇孫瓊々杵尊降臨し給ふ時其種子を授け給ひしに我國の水土之れに適せしを以て瑞穂國と云ふと種子

は始め唯濕地に播かれたりしが漸く人智の進むに従ひて水田を作り之れを耕作するに至れりと日本書記に見へたり又今日に傳れる稻種の中出雲種古志種日向種等は神代の遺種なりと農政本論にあり。

奈良朝時代にありては國民の農事を始むるや先づ神を祭りて風雨災害なく五穀の豊穰ならんことを祈り秋に至りては五穀の熟するを待ちて初穂を神に献じ新嘗祭を行ひて後之を食するを習とせり。

平安朝時代には太神宮にて祈年祭の行事を行ひ又御田種蒔下始めの行事あり豊受宮にても亦種下しの式あり然る後に始めて諸神宮の田及一般人民の田を耕し始むるなり御田種蒔下し式の詳しくは管々しければこゝに記さず。

鎌倉時代も大差なく二月九日祈年祭を行ひ四月十四日には風日祭を行ひ又住吉神社を始め其他の神社に於て御田植の神事を行へる事史

藉に見ゆ。

徳川時代に入りても諸國に水口祭あり越中の如き田植後一二週間を経て業を休み人を招きて大に觀樂を盡す之を田祭と云ふ十一月にも亦田祭を行ひ江戸の旗本にて知行を有するものは毎年其領地より始めて年貢米を納むる時は新米開きと稱し親屬故舊を會し之れを饗應せりと云ふ之れ新嘗祭の遺風なるべし。

佐藤信淵は産業の獎勵と共に敬神を鼓吹し農政本論田畷年中行事を始め其著書中に神祇を厚く敬すべきことを主張せり或は諸社に於ける春秋の祭禮を盛大にすべき所以を詳論し或は新に原野を開拓せんと欲せば其開拓すべき地の左右の兩端に皇太神宮豊受宮を祀るべきとを述べて社殿の坪數構造維持の方法年中の神事料等に至る迄詳細に説明せり一般に敬神思想の大に向上せるは佐藤信淵本居宣長平田

篤胤等の鼓吹の力に依るところ少なからざるなり、佐藤信淵の農政本論の祭祀と農政を論ぜる中に不味軒翁(信淵の祖父)云く公劉能戎狄を變じ、會祖後稷の法を修めて大に富盛を致し、乃幽國を開拓遷りて此に主と爲り、漆沮より渭を渡りて我用を取り、益其農政を明かにし、國富兵強く隆盛一時、西戎に覇たるに至る實に盛徳と稱すべきものなり、然れども其能功業を成し得たる極意の大意は全く祭祀の大醜を適宜に行ひ百姓を觀呼舞せしめたる妙策にあり云々。

又曰く田舎祭の極意は其所の人民の魂を生土神に縛縛術もて其郷に綁著する靈法なり、故に神事の關なる里に生れたる人は生涯其故郷を戀慕し離るゝと能はざるなり、と實に知言なる哉、故に神事の寂莫き地に生れたる人は故郷を思はざる者多し、察せざる可けんや、然れども今時都下の風俗の如く神事に歌舞妓の眞似をして美服を着し狂言するこ

とは大に農政に害ありと云ふ、

以上の如く何れの時代に於ても農業が常に神祇と離る可らざる關係を有せしことは之れを推知するに難からざるなり。

第二編 農業に關係ある朝廷并に民間に於ける祭祀

第一章 朝廷に於ける祭祀

古來より朝廷に於て行はせらるゝ農業に關係ある恒例の祭祀は即位の時の大嘗祭を始めとし伊勢大神宮に新穀を献じ給ふ神嘗祭又毎年人民の農事を始むるに先立ちて行はせ給ふ祈年祭又新穀熟するや親しく神祇を祭り案上の官幣に預り給ふ三百四座の神に幣帛を奉らしめ給ふ新嘗祭及相嘗祭月次祭神今食等あり其他臨時の祭祀としては祈雨祭あり祈晴祭あり此等恒例及臨時の祭祀儀式も皇室の式微と共に漸く頽廢し大嘗の大典すら久く廢絶せられしことあり徳川氏の中葉に至りて諸祭漸く復興の機運に向ひ先づ神嘗祭を再興し尋いて

大嘗新嘗の式典を順次に興されしかど祈年祭及新嘗の班幣は復興せられざりしを明治の後之れを復興せられたり。
 參照。

大正三年一月廿四日勅令第九號を以て公布せられたる神宮祭祀令の中に

第二條 左に掲ぐる祭祀は之を大祭とす。

祈年祭、神御衣祭、月次祭、神嘗祭、新嘗祭、遷宮祭、臨時奉幣祭

第三條 左に掲ぐる祭祀は之を中祭とす。

日別朝夕大御饌祭、歲旦祭、元始祭、紀元節祭、風日祈祭、天長節祭

第五條 大祭及中祭以外の祭祀は之を小祭とす、とあり

又官國幣社以下神社祭祀令中にも

第二條 左に掲ぐる祭祀は之を大祭とす

祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭

九

前項の外別格官幣社、靖國神社に於ける合祀祭は之を大祭とす

第三條 左に掲ぐる祭祀は之を中祭とす

歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、神社に特別の由緒ある祭祀

第四條 大祭及中祭以外の祭祀は之を小祭とす、とあり

第一節 大嘗祭

上古の事は記文備はずして詳細を知るに由なく且令制定の頃までは大嘗、新嘗共に大嘗と稱し或は大嘗を新嘗と書し或は新嘗を大嘗と書し後世の如く明かに區別する事なかりしを以て今日是れを區別する事は困難なり、上古何故に之れを區別せざりしやと云ふに二者共に其年に成熟せる新穀を以て天神地祇を祭らせ給ふにて其設備に多少の異同はあるも之れを祭らせ給ふ主旨に於ては毫も異なる所なきを以

て古語には共に「オホニハマツリ」と稱せられたり大とは一般の新嘗祭に對し特に御即位の新嘗祭を大嘗祭と稱せられしなり。

悠紀、主基國郡卜定の事は已に清寧天皇の御代に行はせられしもの、如く天武天皇五年尾張國山田郡を齋忌^{イキ}と定め丹波國河沙郡を次^{ムキ}と定め給ひしこと國史に見へたる最初なり、大嘗祭は日本國中の當年の新穀を以て天皇自ら天照大神を主とし天神地祇を祭らせ給ひ親らも開食す大禮なるが事實に於て全國の穀を集め給ふこと難きが故に神前に之を卜定して二國を定めその一つを悠紀の國として他の一つを主基の國とす、この悠紀主基に當りたる國にて更に齋田を卜定し其穀を以て祭らせ給ふなり。

文武天皇元年より安徳天皇壽永三年に至る間に於ては供神の御物中最も重要なる御饌及白酒、黒酒の原料となるべき稻は豫め齋田を卜定

九

し拔穂使を遣して其の事を監督せしめ秋期に至り其の成熟を待ち初穂を抜きて乾燥せしめ後之れを京師に監送す其の他の魚菜器物等は之れを由加物と稱し紀伊淡路阿波等の諸國に使を遣して採集造進せしめられたり奈良朝時代においては歴代の天皇大嘗祭を行はせられ其齋田は東は遠江より西は備前に亘り代々其處を異にせられたり。平安朝時代も奈良朝時代と大差なきも大嘗頻に續きて人民凋敝するの故を以て淳和天皇の御代には極めて質素とせられたり貞觀十三年八月右大臣藤原氏宗等貞觀式を選びて上進す是に於て大嘗以下の祭典儀式等始めて詳なり今貞觀式を主とし延喜式以下の諸書を參照して齋田に關する事項の概畧を述べむに悠紀主基と定めらるゝ國は京より東に當る國を悠紀とし西に當る國を主基としたるも時には東西の區別なき時もありき醍醐天皇以後は近江を以て悠紀とし丹波備中

を以て主基とし唯郡のみを卜定せり齋田を耕作するに當りては卜定により任命せられたる拔穂使を監督者として齋田の國に下し國司と共に齋田の卜定を始め其他一切の事を行はしむ齋田は六段なり次に耕作に従事する人を定め家を作り之を齋み清めて耕作に従事せしめ九月に至れば其稻を抜き取り齋院にて乾し就中先拔の四束を以て別に高萱の御倉に納め自餘は白黒二酒の料とす次に神を祭り御稻を榎櫃に納れ之れを擔はしめ都に向ふ其月の下旬京の齋場に於て權倉に納めかくして祭事に用ゆるなり。

鎌倉時代にありては文治以後兵馬の權と共に政權も亦鎌倉に遷りしより大嘗祭の費用の如きも諸國に充て課する段米を以て其費用に充てられしに其段米も未納のもの少なからざりき又個人の寄附を受けられしことあり更に室町時代に至りては南北朝共に殆んど行はせら

れざりき。

徳川時代に入りては東山院天皇の御宇後土御門天皇文正元年以後二百二十餘年間廢絶せられたるを再興せられしに次の中御門院天皇の御代には行はれざりき次で櫻町天皇の御代に復興せられ以後は續いて行はれたり、大嘗祭の再興につきては徳川吉宗の盡力與りて効ありしこと大なり。

明治天皇御即位の時には明治四年十一月十七日皇城吹上山里の禁苑に於て行はせられたり是より先き同年三月二十五日東京に於て大嘗祭を行はせらるべき旨布告せられ次いで五月二十三日悠紀、主基の國郡卜定あり甲斐國巨摩郡及安房國長狹郡に定めらる九月十二日悠紀方、拔穂式を行はせられ同月二十六日主基方、拔穂式を行はせられたり。

第二節 恒例の祭祀

(一) 神嘗祭

伊勢神宮は皇祖大神の鎮まらせ給ふ尊とき所なるを以て九月十七日現今ハ十月十七日神嘗祭を行ひ諸神に先立ちて新穀を供し給ふ伊勢の例幣是なり奈良朝平安朝時代に於ても續いて行はせられたれど、武家の時代となりては全く廢絶せり、徳川時代に入り正保四年先づ此祭を復興せられ勅使參向の事再興せられたれど、荷前調絹は未だ再興せられざりしを元治元年に至り古例の如く奉獻せらるゝに至れり、今日は神宮第一の大祭として諸神に先ちて新穀を奉らしめ給ふ祭典なり。

(二) 新嘗祭

新嘗祭の濫觴は日本書記に天照大御神新嘗し給ふ時に素盞鳴尊新宮に陰に放戾し給ふ由あれば新に宮殿を作り新穀を以て饗し給ひしにて大神親ら聞看すと共に御祖の神に先づ之れを奉らせ給ふこと後世

の新嘗祭に徴して明なり、抑も穀類を耕し作ることは天照大神の深遠なる大御心に出で民命の繋る所なるを以て是を耕作するに先立ちて豫め祈年祭を行ひ現に成熟するに至りては新嘗祭を行ひ先づ神祇に捧げて報賽の意を表するなり新嘗祭は神代以來天朝を始め奉り一般に之れを行ひ諸祭中最も尊重すべき式典にして朝廷に於ける恒例の諸祭中第一の大祭たるを以て新嘗祭に次で再興せられ貞享以後新嘗御祈と稱せられたり、王政復古と共に左の諭告發せられたり。

來十八日新嘗祭に相當り御祭は於京師被爲行候得共主上御遙拜被爲在候右祭の儀は先皇國の稻穀は天照大御神顯見蒼生の食而可活ものなりと詔命あらせられ天上に於て天田狹田に令殖給ひし稻を皇孫降臨の時下し給へるものなれば其神恩を忘給はず且早霖の憂無之様にと神武天皇以來世々天皇十一月卯の日當年の新穀を天神

地祇に供せらるゝ重禮にて三千年近く被爲行來る十一月朔日より散齋致齋の御戒被爲在萬民御撫恤の爲に御親祭被爲行候事誠以下々の身にては難有御儀に候諸般の事は中世以來他邦の風儀も立交候へども神事のみは古代の儘にて聊も駁雜無之純粹の古道に候京都及山城國中は當日より明朝まで梵鐘誦經の音を禁止し庶民に至る迄一意に神祇を尊崇すべき御定に有之天下一統昔は新嘗の日は戸を閉齋戒いたし候趣古歌に相見へ候へども只今にては其仔細も不存徒に打過候故及御布告候右の譯にて御仁恤の叡慮より被爲行御祭に候條公卿諸侯大夫士庶人に至る迄篤く相心得當日は潔齋神祇を拜し共に五穀豐熟天下泰平を神祇に祈祭すべし、面々毎日食し候米穀は其元天祖の賜物なることを知り御國恩の辱き事を相辨候はゞ遊興安臥して在べきにあらず寒村僻邑の士民雨を祈晴を願候

必感應有況天下一同至尊の御仁慮を體認し奉り共に祈請し奉るに於ては神祇の冥感殊に速なるべき事に候。

明治年間に入り二十五年四月各府縣知事より新嘗祭供御の米粟を管内有志の農民より献納のことを宮内省に出願せしに嘉納あらせられ翌二十六年の新嘗祭より各府縣篤志農民の手に成れる米粟は大御手を以て親しく皇祖に奉らせ給ふことゝなれり是より先き十五年十二月岩倉右大臣竊かに所謂らく新嘗祭は天孫降臨以來歷朝相承けて變易なき嚴儀にして主上寒夜に御親祭あらせられて其本を忘れ給はず且民命を重んじ給ひて天祖に報ひ奉り祈年祭に於て年穀の豊穰を祈らせ給ひ新嘗祭に於ては報賽の意を表させ給ふなり萬民生活する所の食が天祖の賜物なることを忘れしめ給はず我が國の農事を勵ましめ給ふ重祀なれば國民たるもの聖意を奉體し大御心に副ひ奉り毎年新

嘗祭に當り各地方有志の農民より新穀を献納せしめむと欲し地方官に示達する所ありしに右大臣は程なく薨去し勤王愛民の遺志も空しからむとせしが二十五年四月地方官會議の節再び其議起り各府縣知事四十六名連署して献穀の事を宮内省に請願せしに直に御嘉納あらせられしかば各府縣の農民は大に歡喜して下種より收穫に至る迄清淨を旨として耕作し二十六年の新嘗祭より始めて一道三府四十三縣の篤志農民が至誠を凝らして作りし米粟は至尊の大御手を以て親しく天祖に捧げらるゝに至れり。

(三) 祈年祭

祈年祭の濫觴は昔神代大地主神田を營むの時御歳神の怒にふれ歳神蝗を其田に放つにより苗葉忽枯る大地主神白猪、白鳥、白鷄を奉りて其怒を解かしむ御歳神意をさまり、苗葉復茂るこれ祈年祭の始めなり、大

地主神といふは大己貴神と同神なりといふ。祈年祭の起原を人皇四十代天武天皇の御代なりといふものあれどもこは單に祭日を二月四日と定めたるに止るが如し。

平安朝時代に至りては神名帳に記載の神三千百三十二座に悉く幣帛を奉られ小社中六十五座には各々楸一口靱一口を奉られたり。

鎌倉室町時代に入りては頼朝兵馬の權を握りしより恒例の祭祀も之れが爲めに大に衰へたり、南北朝となりては大嘗祭すら行はせられず殊に後花園天皇嘉吉文安以後は用途なきため恒例の祭祀も式日に行ふ能はざるもの多く二月の祈年祭が四月に行はるゝ事屢々なりき應仁の大亂以後諸祭悉く廢絶せり。

徳川時代に入りては諸祭漸く復興せられたれども未だ古式の如くは行はれざりき。

明治の聖代に入りては追々諸祭を復興し徳川時代に復興せられざりしものも漸く復興せられ祈年祭の如き永正以後全く中絶せられしを明治二年二月十八日勅して之を復興せしめられたり、祈年祭は現今も之れを行はせられ二月四日祈年祭班幣二月十七日神宮祈年祭奉幣と共に曆にあり幣帛を奉らるゝは太神宮、神殿、皇靈殿を初め全國を通じて百七十六の官國幣社なり。

(四) 其他の祭祀

此外恒例の祭祀としては、相嘗祭、月次祭等あり、相嘗祭は十一月上卯の日に行はれ、新嘗祭を行はせ給ふに先立ちて京畿近國の名神に新穀を奉らしめ給ふなり、相嘗祭は桓武天皇以後漸次其數を増し、延喜の制七十一座を以て相嘗所祭の神と定め給へり、相嘗祭は伊勢神宮に次ぐ諸神に新穀を奉る式なるが今は廢絶せり。

又月次祭は新嘗祭に幣帛を奉らるゝ三百四座の神に幣帛を奉らるゝものにして初めは月々行はれしも後には六月、十二月の二度とし、今は伊勢神宮のみに奉らるゝ事となれり、曆に神宮月次祭奉幣は六月十七日及十二月十七日とあり。

第三節 臨時の祭祀

(一) 祈雨祭

臨時の祭祀としては祈雨、祈晴の二ツあり、皇極天皇元年大に旱するや農民大に祈るも其効なく、天皇南淵の河上に幸して跪て四方を拜し、天を仰て祈り給ひしかば、即ち雷鳴り雨降ると五日にして天下漸く潤ふ是に於て百姓共に萬歳を唱へ至徳天皇と稱す。奈良朝時代に至りては文武天皇二年大旱せしを以て四月馬を芳野の水分の峯神に奉りて雨を祈り、又天平寶宇七年五月早に依り幣帛を四畿内の群神に奉り就

中丹生河上神には黒毛の馬を加へ奉れり、其後何れの時代に於ても早天に際し諸神に雨を祈りし事は甚だ多かりしも今は行はせられず。

(二) 祈晴祭

寶龜六年九月霖雨により使を丹生河上神及畿内の群神に遣して白馬及幣帛を奉らしめ給へり、止雨奉幣之より例となりしも今は行はせられず。

第二章 民間に於ける祭祀

(一) 水口祭

民間にては先づ稻種を苗代に下すに當りて其周圍に注連を延べ水口に洗米神酒などを供へて祭祀を行ふを例とせり、萬葉集に
いぐしたて、みわすへまつる、かみぬしの、うづのたまがけ、みればともしも

「いぐしたて、みわすへまつる」とは賤の女が田を作るとき幣を五十は
 さみてみさきを祭るをいふ、うづのたまがけとは豆を貫きてもりも
 のにしたるが、中の程はくびれ入りてうづの様なればうづのたまか
 げとはいふなり、見ればともしもとは見ればめづらしとの意なり、
 此外歌により水口祭のことを推知し得らるゝ事多し、堀川院初度百首
 に

見わたせば、小田のなはしろ、しめはへて、たねまくほどに、なりにける
 かな。

ますらをがこなての道にいぐしたて、水口まつるほどはきにけり。

其外二月に麥穂祭といふを行ふところあり又五月に稻穂祭といふを
 行ふところありと書に見ゆ、今は行はるゝ所ありや審ならず。

(三) 氏神祭

祭日は一樣ならざれど二月、四月、及十月に粗一定せるが如し、こは二月
 は仲春にて將に農業に着手せんとする時にて朝廷にて祈年祭を行は
 せらるゝ時又十一月は仲冬にて同じく新嘗祭を行はせらるゝ時なれ
 ばなるべし、即ち二月と十一月は農業の終始の月なれば農業に著手せ
 んとするに先立ちて神に祈り又新穀を得ては之れを神に捧げて謝す
 又愛知縣北設樂郡稻橋村の如き古橋源六郎氏の發議に依り神前に村
 況を報告するが如きものもあり。

第三編 農業に關係ある祭神及神社

第一章 祭神

農神として諸書に顯はるゝ神の名は甚だ多きも其多くは異名同神なるが如く従つて何神が果して眞の農業の神なりやといふ事も明確ならず故に漫りに斷定を下すは甚だしき誤謬を招くの基なるを以てこゝには唯二三の書籍の記す處の儘を掲んとす。

日本書紀に天照大御神保食神あることを聞召され月夜見尊を遣して見さしむ保食神即ち口耳鼻等より食物を出して尊に献す尊怒りて殺す後再び天熊人を遣して之を見さしめ給ふに保食神已に死し其五體より五穀生ず即ち之れを持ち歸りて天の御田に植う之れ農の始めなりとあり故に保食神を以て最も初めの農業の神とす然るに古事記を

見るに速須佐之男神食を大氣津比賣神に乞ふや神は口耳鼻より食物を出す尊怒りて之れを殺す其體より五穀生ず之れを取て種とすとあり保食神と大氣津比賣神と同神なりや否や明ならざるも以上二つの事實の甚だ相似たるより察するに或は同神にはあらざるか。

又諸書を見るに農業の神として倉稻魂神大宜都比賣神宇氣母智神大御食都神宇迦の御魂神等あるもこれ亦保食神の異名なるが如し而して廣く農業の神として祭らるゝものは豊宇氣比賣神なり今古事記により農業に關係ある諸神の系統を示すに左の如し。



之れによりて見れば保食神即ち大宜都比賣神と豊宇氣比賣神とは全く異神なるが如きも、古史傳は宇氣母智神、大宜都比賣神、大御食都神、宇迦の御魂神、若宇迦能賣神をば總て同神とし、豊宇氣比賣神の亦の名なりと斷定せり、此外農業に關係ある神には大年神、宇迦之御魂神及御年神あり、祈年祭は即ち此大年神を祭るなり、御年神を大年神とは同神なりとの説あるも、今遽に斷じ難し、唯須佐之男神が大山津見神之女を娶りて生したるを大年神といふことは衆説一致するが如し。

又皇孫命齊庭の穂を以て降り給はざる以前に大己貴神と少彥名神とが農事に盡力し給ひしこと播磨風土記にあり。

第二章 神社

豊受大神宮。豊宇氣毘賣神を祀る。

稻荷神社。山城國紀伊郡にあり倉稻魂神を祀る。

大歳神社。大年神を祀れるもの諸國に多し山城國乙訓郡にあるもの其重なるものなり。

御歳神社。御年神を祀れるものとして大和國葛上郡葛木の御年神社其重なるものなり。

龍田神社。崇神天皇の御代に五穀豊穰せざること連年なりしかば、天皇大に之を憂ひて神祇に祈ひ給ひしに御夢に天御柱命誨し奉りて此は吾が御心なり、楯戈御馬等の物を備へて我が宮を定め奉給はゞ五穀悉く成熟せむと宣へり、よりて神教のまに、龍田の立野に宮柱太敷

立て、祀らしめ給ひしがば五穀始めて豊熟せりと。

又祈雨の神社としては貴布禰神社、水主神社、丹生川上神社、寶生籠穴神社等あり、吉野水分神社亦然り。

奈良神社。又文徳實錄に嘉祥三年五月武藏國播羅郡奈良神社を官社に列せしめし時其理由を述て古記を検ずるに和銅四年神社の中忽ち水湧き出て田六百餘町に溉ぎたりといへり。

淫祠。元祿十六年九月に至り鍬神祭と稱して美濃國惠名郡神野村にて木にて鍬形に似たるものを作り之れを鍬神と名づけて尊崇し之れを祀れば年穀豊熟すといひ驛路相傳へて上野國高崎迄至れり、有司之れを怪み旨を諭して郷里に送り還さしむ、これ淫祠の一種なり。

稻荷の辨。稻荷の神體に關しては世に或は狐を以て其神體なりと信ずるものあれども是れ全く誤りなり伊勢の二所皇太神宮御鎮座

傳記に宇賀之御魂神亦名專女三狐神とあり、三狐とは「三ヶツ」と訓みて「ミヶ」は御食「ツ」は助辭にて御食津神の義なり、然るに三狐の文字を充てたるより三の狐に附會し之を稻荷の三の峰に配し遂に野狐を稻荷神の使者と稱し或は稻荷の主神の如く誤解するものあるに至れり。

又倭訓栞には、神代紀に保食神の腹中生稻と見えて稻生の義なり稻荷と書に据は、固はイナニと云ひしなるべしとあり又廣益俗說辨に僧空海東寺の門前にて老人の稻を荷へるに遇ひ約束の旨あつて之れを祭りて東寺の鎮守とす、稻を荷へる故に稻荷大明神と號すと見へたり。

第四編 神地と神戸

神社の多くは諸氏の祖神を其子孫の齋き祀れるものなるを以て社殿の修理より年中祭禮の費用に至る迄其の氏人にて負擔するを常とす、然れども創立の原因又は祭神の功績如何によりて朝廷より若干の神地神戸を寄せ奉られ氏人の捧ぐる物と相合して維持の資に充しめられたり、崇神天皇七年大社國社を定め神地神戸を置かる、神地は神に献ずるところの地にして即ち神田なり、神戸は神田を佃る民なり、これ田と民とを神祇に供するの始めなりと、次で垂仁、景行の朝に之を更定し又仲哀天皇の朝にも神功皇后攝政の時躬ら新羅を征せんと欲し神田を定められしことあり、應神天皇以後歴代の天皇又是を定められ神地には米穀、蔬菜を作りて神供に充て神戸は神社附屬の民戸にして酒

掃修理等の事に従ひたるが如し。

天武天皇六年、戊寅勅して天社地社の神税は三分の一を供神の擬と爲し二分を神主に給ふ、神税は天神地祇に寄附せる神田の税稻を云ふ、神領は大寶の制不輸租田となし、田租を官に納めずじて所屬の神社に收めしむるを法とす、普通一般の田は口分田と稱し、男子は人毎に二段、女子は其の三分の二を給し、六年毎に班年改むれど、神田は班田の中に加へざるを以て六年毎に收授することなく、又他に賣買するを聽かず、故に天平元年京畿の班田司を任じ、班田を行ひし際にも神家の地は改易せずして本地を給はしめられたり、神封の大なるものは一郡悉く其の神社に附せられ、之を神郡と稱す、桓武天皇の御代延暦二十年辛巳勅して、自今以後神戸は限るに二丁を以てし、田租は十五束と定めしむ、限るに二丁を以てすとは一戸二町を限りとするを云ひ、若し正丁増す時

は神封の民を改めて普通の民とするなり。

宇多天皇の朝寛平六年甲寅神戸官戸の課丁を同率とすべきことを命ぜられたり、これ官戸悉く神戸の百姓と爲るがためなり、其の由を検するに神戸は課役頗る軽く官戸は輸貢尤も重し因て重課を脱して輕課に入りたるなり、下りて鎌倉室町時代に至りては神領を半不輸となし同時に守護地頭等恣に神地を奪ひ神戸を使役せしかは自ら神社の衰微を來したりしたため守護不入の地となし且一社自營のため神符守札を配布する事起れり。

徳川時代にありては神社の領地に券狀を附與し將軍の捺印をなす之を御朱印地と稱し無稅地たり而して領地ある神社は其の收入を以て一社の費用を支辨し社領なき神社は氏子又は崇敬者の醸出又は寄附金を以て維持せしが維新以後諸藩の版籍奉還の結果四年正月令を下

して社寺の領地をも悉く還附せしむるに至れり、七年十一月内務省より社寺領上地跡處分規則を發布し社寺又は神官僧侶等自己の資金を以て荒蕪不毛の地を田畑宅地に開墾せし確證あるものは其の社寺又は神官僧侶に無代拂下をなし以て救助の道を開きしかど八年六月地租改正に際し社寺境内外區畫取調規則を發布し社寺の境内は祭典法典に必要な區域を定めて新境内とし其の他は悉く上地せしめたり、官幣社は四年五月以後國幣社は七年五月以後其費用を支給せらるゝ事となり、七年九月太政官達を以て官國幣社經費定額を定められ又一般の神社に對する上地社領の處分は九年五月大藏省より社寺遞減祿の調査を地方廳に命じ十年三月太政官布告を以て舊神官には配當祿に相當する公債證書を下附し茲に其の結末を告げたり、次で二十年度より十五年間一定の保存金を配付し其金額中より毎年幾分を蓄積せ

しめて永遠維持の資に充つることとし二十三年十月には更に増加して三十ヶ年とせしが三十九年四月此制を廢し四十年より國庫が供進することゝなれり。

大正三年二月廿三日印刷
大正三年二月廿六日發行

農商務省農務局

印刷者 小川邦孝
東京市京橋區瀧山町六七番地

印刷所 東京製本合資會社
東京市京橋區瀧山町六七番地

電話新橋 七九七五番
七九七六番
七九七七番

339
366

終